

法人制度比較表

平成21年7月 熊本県くまもと県民交流館

		特定非営利活動法人(NPO法人)		一般社団法人	
		認定NPO法人		公益社団法人	
根拠法		特定非営利活動促進法	租税特別措置法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
県内の 担当 窓口	設立認証	熊本県くまもと県民交流館パレオ	同左		
	法人登記	お住まいの地域の法務局	同左	お住まいの地域の法務局	同左
	認定		熊本国税局法人課税課審査企画係		熊本県私学文書課法制・公益法人室
設立手続		県の認証後、法務局で登記	NPO法人が国税庁に申請し、認定されれば成立	公証人による定款認証後、法務局で登記	一般社団法人が都道府県等に申請し、公益認定されれば成立
事業内容等の条件		活動全体に占める17分野のNPO活動が50%以上	認定基準(実績判定期間において収入に占める寄附金と会費の合計額が3分の1(平成23年3月末までに申請書を提出すれば5分の1に基準緩和)以上、名簿・帳簿の管理、活動全体に占めるNPO活動が80%以上、設立から2事業年度以上が経過、等)をクリア	事業分野は自由(公益・共益・収益いずれも可)	公益認定基準(公益目的事業比率が50%以上、遊休財産額が制限内、経理的基礎・技術的能力の保有、収支相償等)のクリア
利益の分配		できない	同左	同左	同左
清算時の残余財産の処分		国、地方公共団体、公益法人等に帰属	同左	社員に分配する旨の定款は不可	国、地方公共団体、公益法人等に帰属
社員(会員)		10名以上	同左	会員2名以上	同左
役員		理事3名以上、監事1名以上	同左	理事1名以上	理事3名以上、監事1名以上
設立に要する費用		認証及び登記費用は無料	認定費用は無料	定款認証(約5万円)、登記手数料(6万円。特例民法法人からの移行の場合は無料)	認定費用は無料
設立に要する期間		3~6ヶ月程度		1ヶ月以内も可能	
監督		事務所の所在する都道府県知事(又は内閣総理大臣)の監督を受ける。具体的には、毎年度事業報告書の提出等。	同左。加えて、国税庁の監督を受ける。具体的には、助成金及び海外送金等の報告の義務付け。	行政庁の監督は受けない	公益認定基準の遵守について、都道府県知事(又は内閣総理大臣)の監督を受ける。 認定が取り消されると公益目的事業財産の残額を他の公益法人等に贈与しなければならない。
国税	法人税	収益事業(法人税法)のみ課税	・収益事業(法人税法)のみ課税 ・みなし寄附金制度	非営利性が徹底されている法人と、共益的活動を目的とする法人は、収益事業(法人税法)のみ課税。そうでない法人は全所得に対して課税。	・収益事業(法人税法)のみ課税 ・公益目的事業については収益事業から除外し非課税 ・収益事業の資産でも公益目的事業に充てられる金額は損金算入
	印紙税	定款、領収書は非課税	同左	同左	同左
	登録免許税	非課税	同左	課税	非課税
	消費税	課税売上高1,000万円を超えれば納税義務者	同左	同左	同左
	利子等に係る源泉所得税	課税	同左	同左	非課税
地方税	法人住民税(均等割)	課税(自治体により、収益事業(法人税法)を行わない場合、手続による非課税措置)	同左	課税	一部を除き課税
	法人住民税(法人税割)	法人税(国税)と同じ	同左	同左	同左
	法人事業税	法人税(国税)と同じ	同左	同左	同左
	資産関係の税	課税	同左	法人税法でいう非営利型法人については、一定の用途に係る不動産について非課税	一定の用途に係る不動産について非課税
寄附優遇(法人に対して寄附をした者に対する優遇措置)を受けられる対象者等		法人(一般損金算入限度額)	・個人 ・法人(一般損金算入限度額+特別損金算入限度額)	・法人(一般損金算入限度額)	・個人 ・法人(一般損金算入限度額+特別損金算入限度額)

不動産取得税(県税)、固定資産税(市町村税)、都市計画税(市町村税)